

山形県入札監視委員会令和4年度第3回定例会議 審議事項の概要

- 1 開催日時 令和5年2月8日（水）13時27分～15時37分
- 2 会 場 県庁1502会議室
- 3 出席委員 委員5名（砂田委員長、青柳委員、古川委員、原田委員、梅津委員）
- 4 県出席者 県土整備部部长、県土整備部次長、県土整備部整備推進監、
関係部局職員など計32名

5 審議事項の概要

- (1) 抽出事案の審議について（対象期間：令和4年4月1日～令和4年9月30日）

① 抽出事案1

令和4年度東北農林専門職大学（仮称）校舎新築工事監理業務委託

【建設工事関連業務委託／一般競争入札（条件付）／

県土整備部建築住宅課】

委員	資料に「低入札調査基準価格」の金額と「最低制限価格」の金額がある。金額は一緒だが、その違いを説明してほしい。
県	今回の入札は総合評価なので、「低入札調査基準価格」が正しい。「最低制限価格」と表示された資料は正式な様式ではなく、表現を合わせればよかったが、修正しなかった。申し訳ない。
委員	入札参加者資格のところ、建築士5名以上とあるが、コンサルタントの場合、人数等に関して、必ずこのように求めているのか。
県	部のルールで、金額に応じて建築士の数を設定している。この場合は、一級建築士・二級建築士問わず5名以上登録していることという条件設定である。当然、建物の監理は一級建築士でなければならない建物もあるので、その場合は、絶対条件として一級建築士がいる業者が参加することになる。
委員	3者入札のうち、2者が調査基準額を下回っているが、今回の予定価格についてどのように考えているか。
県	予定価格は、県の積算基準に基づいて計算し、最低でも3人でチェックし確認しているので、間違いはないと思っている。
委員	設計業者が今回の入札にも参加している中で、設計業者とは違う業者が落札しているが、特に問題はないか。

県	設計では詳細な図面を作ってもらい、工事監理ではその図面のおりに現場が施工されているかの確認になるので、工事監理も競争入札を行っている。これは、他県や国土交通省も同じである。
委員	入札参加者が3者だったが、入札可能な業者は何者ぐらいか。
県	詳細な数は持ち合わせていないが、数十者はある。
委員	設計した後、現場で変更が必要になることがあると思うが、設計と工事監理の業者間の連携は大丈夫か。
県	当然、現場で問題が発生するのが常で、その場合、県職員が間に入り、設計業者に文書で設計意図を照会し、それに対し文書で回答してもらい、それを現場に反映させている。
委員	2者が調査基準価格を下回ったが、その原因を把握しているか。業務単価の基準が現状に合わなくなってきたのか。
県	ここ数年人件費が上がっているが、当然、最新の単価で積算している。 年間何本も工事監理業務委託等を発注しているが、1～2者下回る応札も多々ある。
委員	業者の積算能力が高い状況にも関わらず、2者が調査基準価格を下回ったのは意外であった。

② 抽出事案2

令和3年度（繰越）村山地区農業水利施設機能保全計画策定業務委託

【建設工事関連業務委託／一般競争入札（条件付）／

村山総合支庁産業経済部農村計画課】

委員	入札者1者だが、入札参加資格者は何者ぐらいか。
県	入札参加資格として、業務が土木コンサルタントと測量の登録のある者だが、40者ぐらいは応札可能である。
委員	今回の農業施設の管理は、土地改良区か、県か。
県	管理は土地改良区で、所有も土地改良区である。
委員	土地改良事業団連合会とは、土地改良区とは別組織か。
県	土地改良事業団連合会は土地改良法に基づいた団体である。土地改良区は会員である。
委員	場所もバラバラで、業務も2種類くらいに分かれると思うが、これを一回で発注した事情を伺いたい。別々に発注したら、別の業者も入る余地があったのではないか。
県	予算区分で発注した。
委員	農業施設に関係するものは1者入札が多い印象だが、競争の確保について、県で何か考えているか。

県	<p>総合評価落札方式を採用し、他の業者も自由に参加できることから公平性の担保はとれているが、残念ながら1者入札ということで、価格面での競争性は確保されなかった。</p> <p>今回、機能診断と機能保全計画という2つの業務だが、業務の手法が確立されており、業務の困難さはない。推測だが、土地改良事業団連合会はこれまでのノウハウがあり、他業者はノウハウが無く、時間がかかるためと思われる。</p>
委員	<p>1者応札となってしまったが、複数の企業に応札してもらうのが理想である。その方法の一つとして、分割して発注できないのかという意見が出るのは仕方がないと思う。</p>

③ 抽出事案3

令和3年度（明許繰越）道路施設長寿命化対策事業（交付金・舗装国補正）
 主要地方道舟形大蔵線舗装整備工事

【建設工事／一般競争入札（条件付）／最上総合支庁建設部道路計画課】

委員	<p>変更契約について、積算段階でわからなかったのか。</p> <p>また、距離の延長が工期ぎりぎりまでわからなかったのか。</p>
県	<p>予算の関係上である。他の舗装工事でできなかった部分もあり、その費用を足して変更した。</p> <p>また、変更月日に関しては、事前に工事打合せ簿で協議し、それに基づき施工していたが、書面の契約締結は現場での内容変更もあり、遅れた。</p>
委員	<p>下請報告について、報告のルールを教えてほしい。</p>
県	<p>当初、下請業者が決まっていなくても提出してもらい、順次下請が決まり次第、その都度、提出してもらっている。</p> <p>基本的には、県が知らなかったとならないよう、報告後に仕事をしてもらっている。</p>
委員	<p>そのことは業者もわかっているか。</p>
県	<p>わかっている。</p>
委員	<p>入札参加資格申請者8者に対し、入札は1者のみということで、管内で同時期に同種工事の発注をかけていたのか。</p>
県	<p>時期はずらしながら、舗装工事を4～5本出していた。</p>
委員	<p>変更契約で距離が伸びているのに、再資源化に要する費用が逆に減っているのは、問題ないのか。</p>
県	<p>切削材を村に提供したため、廃材費の処分費用が減った。</p>
委員	<p>予算が余った場合に、余った予算を一本化して予算規模を拡大して変更契約を行うことは、よくあることなのか。</p>
県	<p>あまりないが、今回、前後して4～5本の舗装工事を同じ予算の中で施工しており、変更契約を行った。</p>

④ 抽出事案 4

令和3年度（繰越）河川整備補助事業（大規模特定河川事業）

湯尻川掘削護岸工事（その1）

【建設工事／一般競争入札（条件付）／庄内総合支庁建設部河川砂防課】

委員	解体工事に要する費用等調書は、交わしているか。
県	リサイクル法で解体工事がある場合は、添付することになっており、工事前に交わしている。
委員	今回、第2位の業者が、自己評価点の修正があったために第2位となり、逆転したのか。
県	入札価格で一番安かった業者が、今回落札できなかった業者であった。評価点については、今回の落札業者が高かったために逆転したものである。 それで、落札できなかった業者の評価点であるが、自己評価では技術者の能力の工事成績評定が1点だったが、審査の結果、0点に修正している。これは、土木一式工事を評価対象としていたところ、とび・土工・コンクリート工事を評価していたためである。
委員	入札説明書に週休2日を確保する受注者希望型の試行工事であり、試行工事を実施する場合は協議とあるが、総合評価の評価項目に週休2日証明書の提出の有無がある。これは、県では今後、重点的に行うという意思表示なのか。また、落札業者は、今回協議したか伺いたい。
県	評価項目は、過去の工事の実績である。 一方、受注者希望型試行工事については、実施する場合、積算にも影響するため協議が必要なこと、また、県が進めていることから記載している。なお、今回は、協議がなかった。
委員	どの業者も評価点が何点くらい持っているかわかった上で、入札に参加しているのか
県	計算は自分でできる。結果も開示している。
委員	参加資格チェックシートの総合点数とは。
県	業者の等級格付けのための点数で、入札には関わらない数字である。
委員	調査基準価格算定表はどの工事でも使っていて、比率も決まっているのか。
県	低入札価格調査制度でも最低制限価格制度でも、同じ様式を使っている。
委員	公になっているのか。
県	公にはなっていない。比率は公開しているが、業者は金額の内訳はわからない。

委員	入札調書の評価点だが、開札後に開示されるのか。
県	最終的に開示されるので、自分が何点で、他の者が何点かもわかる。

⑤ 抽出事案 5

令和4年度村山広域水道中山線送水管布設工事（推進工区）

【建設工事／一般競争入札（条件付）／企業局水道事業課】

委員	工期延長の変更契約を行った理由は。
県	今回の工事の先で一部事務組合が水道事業を行っているが、企業局がそちらの配水管工事も受託し、一緒に工事することになっている。ただ、この工事の調整に時間を要したため延長した。
委員	工期延長に伴う業者への金額的な負担はないというが、人員確保などは大丈夫か。
県	落札業者とは十分協議し、双方納得のうえ、工期延長を行った。
委員	入札調書にある品質等確実点とはどのように計算されるのか。
県	今回の入札は、総合評価落札方式で低入札価格調査制度を採用しており、この調査基準額を下回った場合は0点、上回った場合は8点という設定である。
委員	予定価格が事前公表であるにも関わらず、入札価格が調査基準価格をより低くなった事情は聞いているか。基準の公表と入札のタイミングがずれているということはないのか。
県	調査基準価格を下回った理由は業者に聞いていない。 基準の設定については、県土整備部と同じ扱いで、同じタイミングで周知している。
委員	落札できなかった業者は、調査基準価格を下回ったので品質等確実点が0点ということだが、もし、ここが8点だったとしても応札は難しかったのか。
県	入札価格との関連もあるので断定的なことは言えないが、試算では、調査基準価格がこの業者の入札価格よりも低かったとしても落札者は変わらなかったと、内部的な確認は行った。
委員	参加申込みが3者しかいなかったのは、推進工の工事で難しいため少なかったのか。それとも、時期的な問題か。
県	推進工事自体が多くなさく、さらに1,350mmのさや管と比較的大口径に該当するため、実績があまりないことから増えなかったと考えている。経験が少ないところは、躊躇ったのではと思う。

⑥ 抽出事案 6

高速道路交通警察隊新庄分駐隊庁舎新築工事

【建設工事／一般競争入札（条件付）／警察本部警務部施設装備課】

委員	変更契約額の半分以上を電気設備工事が占めているが、当初設計ではゼロになっていることについて説明してほしい。
県	電気設備工事は、県警の通信ケーブル敷設である。通常、交番等を建てる場合はほぼ決まっているが、今回の分駐隊庁舎への敷設は、ある程度建物ができた段階で、どこに敷設するか状況を確認するため、変更契約で対応した。
委員	そのことは、最初の段階から、どの業者にも電気設備工事が無い状態を説明し、入札を行ったのか。
県	そのとおりである。どの業者にも、当初設計ではゼロで、ある程度工事が進んでから指示する旨説明している。
委員	下請報告書について、資料には結果のみ添付されているが、下請業者が決まった時点で、随時提出してもらっているか。
県	当初契約時に未定で提出してもらい、その後、下請が決まった時点で提出してもらっている。
委員	下請総額が約6,500万円であるが、特定建設業許可の有無とか、監理技術者の配置の確認などは行っているか。
県	下請報告書に併せて、請負契約書や技術者の資格のコピー等提出してもらっている。
県	建築一式の場合、A・B等級の業者は特定建設業許可を持っていることが最初から条件になっている。
委員	新庄警察署自体も新しかったと思うが、警察署移転時に敷地内に分駐隊庁舎を作る予定があったのか、それとも移転後に作るようになったのか。 新庄警察署を作る時、一緒の発注は難しい状況だったのか。
県	分駐隊は設置する方向だったが、具体的な場所は決まっておらず、高速道路延伸の状況を見ていた。インターチェンジそばのNEXCOの建物に入ることができるのであれば、すぐに出動できるので一番良いが、NEXCOの建物がないため、インターチェンジに近く、用地確保が容易な新庄警察署敷地内に建てた。 新庄警察署発注の時点での発注は難しかった。
委員	今回の業者は、新庄警察署建設の業者とは別か。
県	新庄警察署はJVで、今回は単体である。

6 その他

《県土整備部建設企画課》

○「山形県入札監視委員会におけるWeb会議システム利用要領」制定の報告